

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 215 資産除去債務の会計処理の概要について

今回は、企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準（以下「資産除去債務会計基準」という。）」及び企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（以下「資産除去債務適用指針」という。）」において定められている資産除去債務の会計処理の概要について説明します。

「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいいます。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれます（資産除去債務会計基準 3 項(1)）。

資産除去債務の原則的な会計処理は、有形固定資産の取得等によって資産除去債務が発生したときに、負債として計上するとともに、同額を関連する有形固定資産の帳簿価額に加えます。その算定は、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）とします。計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分します（資産除去債務会計基準 4 項、6 項、7 項）。

資産除去債務の負債計上については、日本の会計基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスを図ることを背景として、有形固定資産の除去に関する将来の負担を財務諸表に反映させることは投資情報として役立つと考えられることから会計基準として公表されるに至ったものです（資産除去債務会計基準 22 項）。

なお、資産除去債務の会計処理については、資産除去債務適用指針 9 項において、例外的な取扱いが次のように定められていますが、国際財務報告基準（IFRS）においては認められていません。

「建物等の賃借契約において、当該賃借建物等に係る有形固定資産（内部造作等）の除去などの原状回復が契約で要求されていることから、当該有形固定資産に関連する資産除去債務を計上しなければならない場合がある。この場合においては、当該賃借契約に関連する敷金が資産計上されているときは、当該計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によることができる（資産除去債務適用指針9項）」。